

シルガード®9を接種される方へ

シルガード®9の接種スケジュール

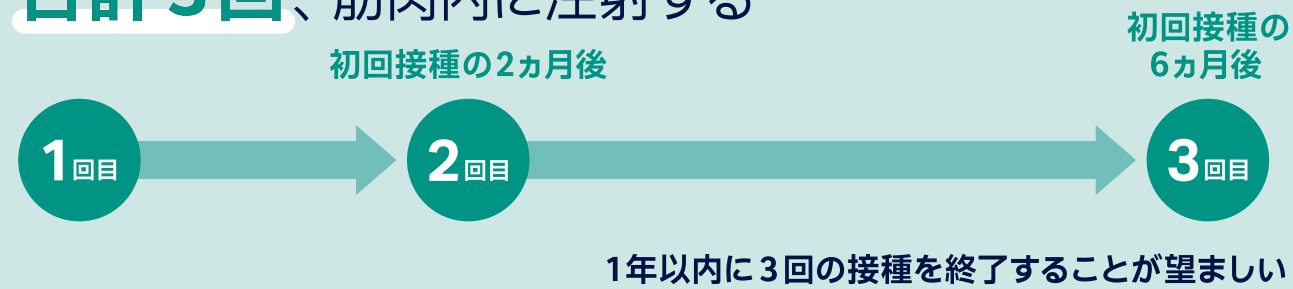
[シルガード®9 電子添文 2023年3月改訂 (第1版、用法変更)]

規定の回数が接種できるよう、年末年始・休暇

の予定を踏まえて、接種の予約をしましょう

9歳以上の女性

合計3回、筋肉内に注射する

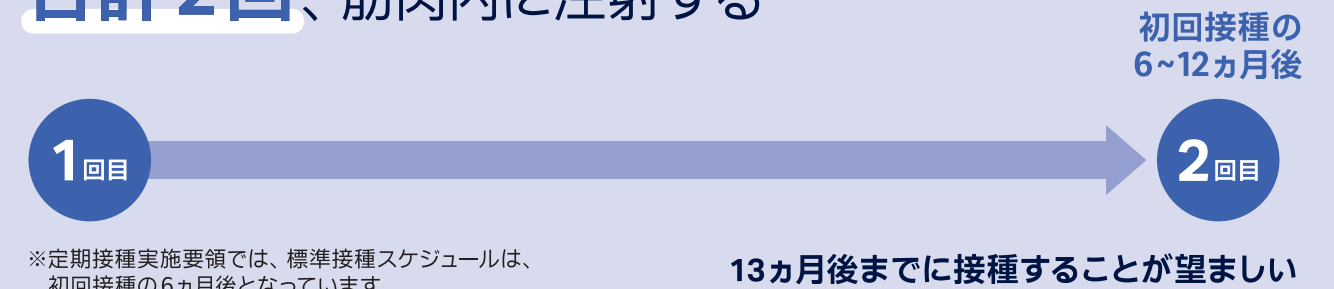


▼ 通常の接種間隔で接種できない場合



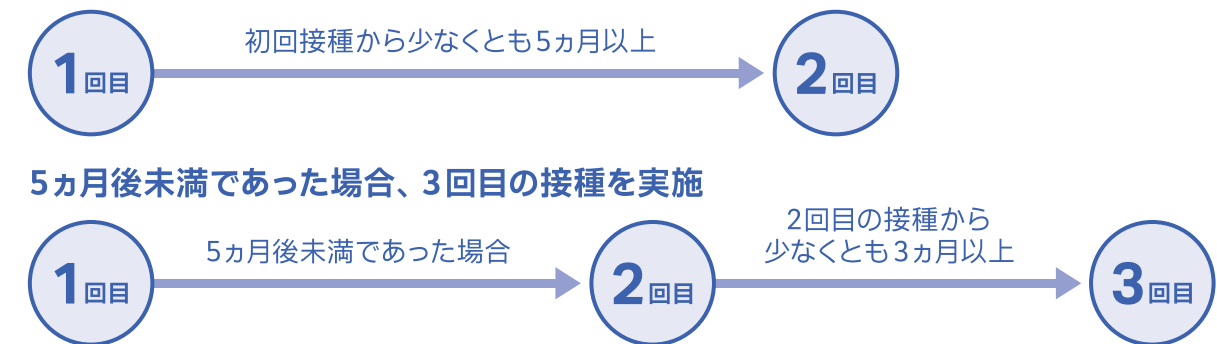
9歳以上15歳未満の女性

合計2回、筋肉内に注射する



▼ 通常の接種間隔で接種できない場合

本剤の2回目の接種を初回接種から6ヵ月以上間隔を置いて実施できない場合



参考：定期接種実施要領におけるHPVワクチンの接種間隔例

1ヶ月以上の間隔をおくとは

- 「1ヶ月以上の間隔をおく」とは、翌月の同日の前日に1ヶ月経過したと考えるため、翌月の同日から接種可能になる

1月15日 → 2月15日

- 翌月に同日となる日が存在しない場合には、翌月最終日の翌日(つまり1日)から接種可能になる

1月31日 → 3月1日 ※2月には31日がないため、2月最終日の翌日=3月1日となる

3ヶ月以上の間隔をおくとは

- 「3ヶ月以上の間隔をおく」とは、3ヶ月後の同日の前日に3ヶ月経過したと考えるため、3ヶ月後の同日から接種可能になる

1月15日 → 4月15日

- 3ヶ月後に同日となる日が存在しない場合には、3ヶ月後最終日の翌日(つまり1日)から接種可能になる

1月31日 → 5月1日 ※4月には31日がないため、4月最終日の翌日=5月1日となる

日本産科婦人科学会 2022年5月19日
「HPVワクチンの定期接種、キャッチアップ接種の接種間隔短縮に対する対応」
https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20220519_shuuchiirai.pdf (Accessed Jul. 1, 2024)

6. 用法及び用量

9歳以上の女性に、1回0.5mLを合計3回、筋肉内に注射する。通常、2回目は初回接種の2ヵ月後、3回目は6ヵ月後に同様の用法で接種する。9歳以上15歳未満の女性は、初回接種から6~12ヵ月の間隔を置いた合計2回の接種とすることができる。

7. 用法及び用量に関連する注意 (一部抜粋)

7.1 接種間隔

7.1.1 9歳以上の女性に合計3回の接種をする場合、1年以内に3回の接種を終了することが望ましい。なお、本剤の2回目及び3回目の接種が初回接種の2ヵ月後及び6ヵ月後にできない場合、2回目接種は初回接種から少なくとも1ヵ月以上、3回目接種は2回目接種から少なくとも3ヵ月以上間隔を置いて実施すること。
7.1.2 9歳以上15歳未満の女性に合計2回の接種をする場合、13ヵ月後までに接種することが望ましい。なお、本剤の2回目の接種を初回接種から6ヵ月以上間隔を置いて実施できない場合、2回目の接種は初回接種から少なくとも5ヵ月以上間隔を置いて実施すること。2回目の接種が初回接種から5ヵ月後未満であった場合、3回目の接種を実施すること。この場合、3回目の接種は2回目の接種から少なくとも3ヵ月以上間隔を置いて実施すること。

子宮頸がん予防 HPVワクチン公費助成

定期接種

2024年度の対象者

小学校6年生～高校1年生相当の女子

標準的な接種時期は中学校1年生
(2008年4月2日～2013年4月1日生まれ)

小6
11/12歳

中1
12/13歳

中2
13/14歳

中3
14/15歳

高1
15/16歳

※接種時の年齢やワクチンの種類により、**2回もしくは3回の接種が必要です。**

2024年度に定期接種最終年度となる
高校1年生相当の女子が公費で接種できるのは
2025年3月末までです

厚生労働省2022年3月11日 HPVワクチンに係る自治体向け説明会資料「令和4年4月からのHPVワクチンの接種について」より作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000911549.pdf> (Accessed Jul. 1, 2024)

子宮頸がん予防 HPVワクチン公費助成

キャッチアップ接種*

2024年度の対象者

1997年度生まれ～2007年度生まれの女性

かつ、過去にHPVワクチンの合計3回の接種を完了していない方
(1997年4月2日～2008年4月1日生まれ)

2007年度生
16/17歳

2006年度生
17/18歳

2005年度生
18/19歳

2004年度生
19/20歳

2003年度生
20/21歳

2002年度生
21/22歳

2001年度生
22/23歳

2000年度生
23/24歳

1999年度生
24/25歳

1998年度生
25/26歳

1997年度生
26/27歳

※3回の接種が必要です。

公費で接種できるのは**2025年3月末まで**です

*ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（キャッチアップ接種という。）を実施する。

厚生労働省平成9年度生まれ～平成19年度生まれまでの女性へ大切なお知らせ(2024年2月改訂版)より作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000918718.pdf> (Accessed Jul. 1, 2024)